

## 46 沿道まちづくり ニュース



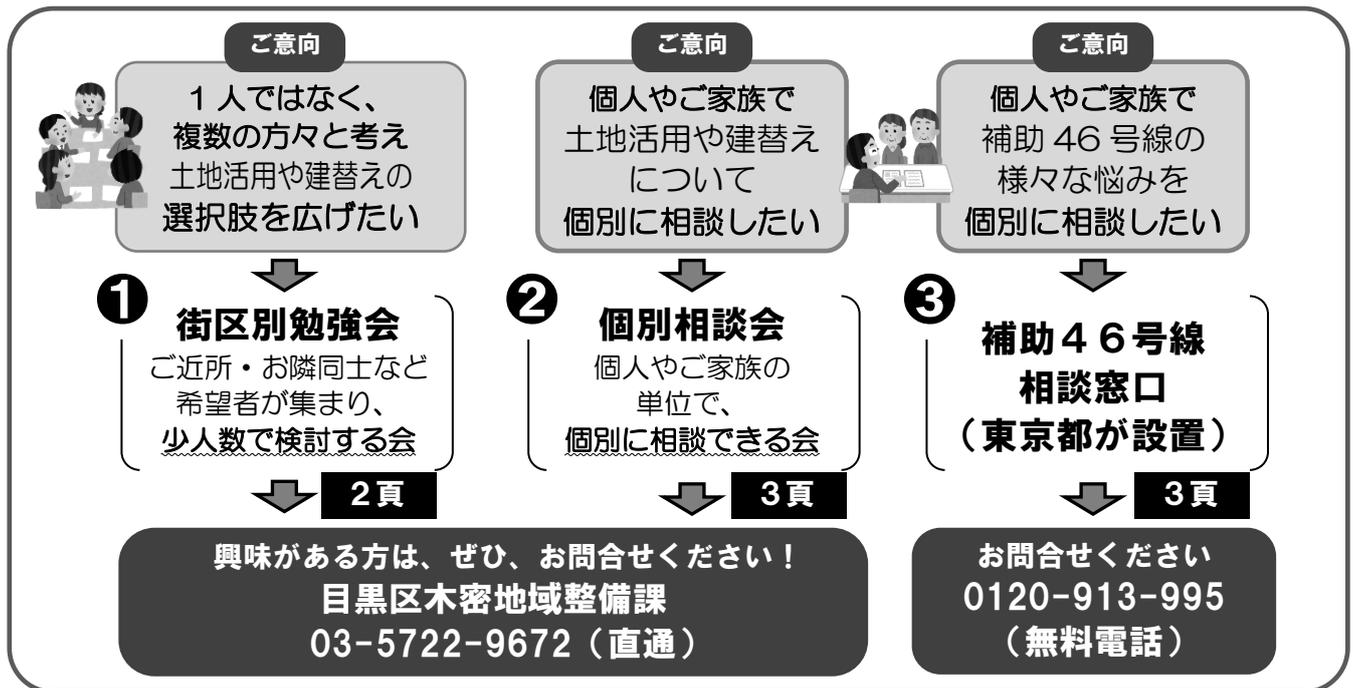
平成 29 年 10 月

### 第 9 号

このニュースは、原町一丁目・洗足一丁目地区（原町一丁目 1～4・13～34 番・洗足一丁目 1～4・10～24 番）にお住まいの方、土地や建物を所有している方にお送りしています。

## 補助46号線の沿道まちづくりの推進に向けた 勉強会・相談会をぜひご活用ください！

目黒区では、補助 46 号線の整備に伴う生活再建や土地活用・建替えをご検討されている皆さまのご意向に応じて、勉強会や相談会などの機会を設け、積極的に支援しています。



## 「46 沿道まちづくり協議会」 継続開催中！ぜひ、ご参加ください！

本協議会は、46 沿道まちづくりや補助 46 号線整備に関する様々な最新情報を共有できる場として継続的に開催しています。参加を希望される方は、4 頁の協議会事務局まで、お問い合わせください。



原町住区センターで8月31日に開催された第 16 回協議会の様子。

# ① 「街区別勉強会」について

ぜひ、お問い合わせください



## 街区別勉強会って何？

補助 46 号線の整備に伴う生活再建や土地活用・建替えの方法について、ご近所・お隣同士など希望者が集まり、少人数で勉強する会です。目黒区と専門家も参加します。少人数なので、様々な相談ができます。話し合いの材料として具体的なプランを提示することも可能です。



少人数で机を囲んで、目黒区や専門家と一緒に様々な話し合いを気軽にできる場です。



## 街区別勉強会の役割は？

### ▶生活再建や土地活用・建替えの方法の選択肢を広げる

勉強会は、個人ではなく、ご近所・お隣同士など「複数の方と一緒に考える」「みなさんそれぞれのご意向をつなげる」ことで、補助 46 号線の整備に伴う生活再建や土地活用・建替えの方法の選択肢を広げることをねらいとしています。



近隣の方同士でも、お互いの詳しい意向はわからないことが多いです。目黒区が間に入ることで、それぞれのご意向を把握し、つなげます。

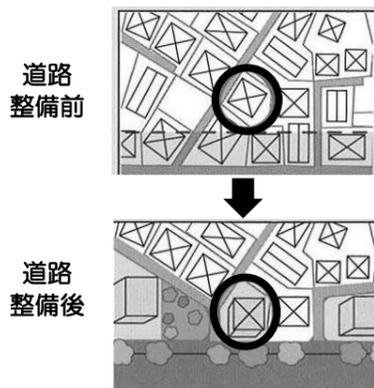


## 複数の方と一緒に考えると、どんな方法があるの？

土地・建物の状況、個別の事情・意向によって様々ですが、一般的には、下図のような方法が考えられます。

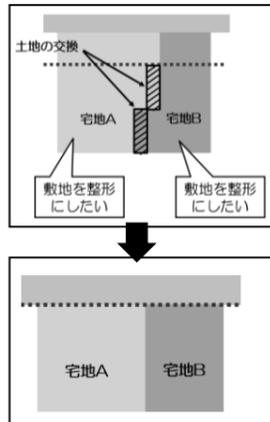
### 例) 土地の売買

道路沿道の方と後ろの方が土地を売買して、建物を再建する方法



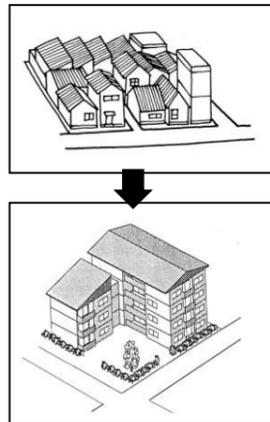
### 例) 土地の交換

土地の交換により、敷地を整形し、使いやすくする方法



### 例) 共同建替え

複数の土地を集約して、1つの共同住宅をつくる方法



他にも様々な方法が考えられますので、勉強会を通じて、最善の方法を探っていきます。

勉強会をもっと詳しく知りたい、開催して欲しい、興味がある方など、ぜひお問合せください！  
目黒区木密地域整備課 03-5722-9672 (直通)

# ② 「個別相談会」について

目黒区では、住まいに関する「個別相談会」を開催しています。建築資金、住まいの税金、建替えプラン(図面)のご提案、建替えの見積りのご提案、住み替えの土地探しなど、様々な相談に応じられるように、専門家(税理士、一級建築士、ハウスメーカー等)が参加していますので、ぜひご参加ください。



「講座『都市部で考える相続税対策』&住まいの個別相談会(9/9)の様子。前半は、税理士の先生から講義をいただき、後半は、個別ブースに分かれて相談会を実施しました。

個別ブースで安心してご相談いただけます。ご家族での参加も大歓迎！



▶ 次回は、年明けの開催を予定しています。あらためてチラシ等でご案内いたします。

# ③ 「補助46号線(目黒地区)相談窓口」について

東京都では、補助 46 号線整備事業に係る地権者の皆さまの様々な疑問点にも丁寧にお答えしていくために、相談窓口を開設しております。用地取得に関する内容にとどまらず、税金や建替えプランに関する相談など、担当者が丁寧に対応させていただきますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

なお、電話は無料電話になっております。また、時間外でもメールによるご相談の受付が出来ますので、ご利用ください。



(拡大図)

## 補助46号線(目黒地区)相談窓口



### 相談窓口の概要

- 【窓口の運営】公益財団法人東京都都市づくり公社 (※) 東京都からの運営委託
- 【開設場所】目黒区原町1丁目17番8号 ユニオンビル1階 (最寄駅：東急目黒線「西小山」駅より徒歩5分)
- 【相談時間】午前10時から午後6時 (水、土、第5日曜、祝祭日、年末年始を除く。)
- 【電話】0120-913-995 (無料)
- 【FAX】03-6303-2351
- 【メール】sodan46@kvf.biglobe.ne.jp
- 【主なご相談内容】権利者の皆様に対する専門的な相談業務を行っています
  - ・移転先に関する情報の提供
  - ・残地活用策の提案
  - ・設計、建築、解体業者等の情報提供
  - ・税務、権利関係の整理や助言 など

# 目黒区からのお知らせ

## 「感震ブレーカー設置助成制度」をご活用ください

平成30年2月28日まで（先着順に受付、申請額が予算額を超えた時点で終了）

大地震による停電が復旧した際に発生する通電火災などを防ぐために、「感震ブレーカー」を設置することが効果的です。

目黒区では、木造住宅密集地域<sup>(※1)</sup>を助成対象として、木造建築物にお住まいの方、または事業を営んでいる方に、設置費用の一部を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

(※1) 目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目の全域、原町二丁目1~4番・7~13番、洗足一丁目1~4番・10~24番、碑文谷一丁目4~9番



震度5強以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具。

【詳しくはお問合せください】  
目黒区都市整備課街づくり調整係  
03-5722-9714(直通)



制度案内のチラシを総合庁舎、南部地区サービス事務所、お近くの住区センターに設置していますので、ご覧ください。

## 建替えプランや概算見積の作成をお手伝いします

目黒区では、重点的・集中的に防災まちづくりを進める不燃化特区<sup>(※2)</sup>を対象に、お住まいの防災性向上に役立つ助成制度の紹介や建替え意向の把握を行ってきました。今年度からは、建替えに興味のある方に向けて、建替えプランや概算見積を無料で作成しています。ぜひ、お問合せください。

(※2) 目黒本町五丁目、原町一丁目の全域、洗足一丁目1~4番・10~24番

【詳しくはお問合せください】  
目黒区木密地域整備課  
03-5722-9657(直通)

### 建替えプランや概算見積の例 (無料で作成)



●本体工事費		
新築延床面積 (㎡)	工事単価 (円/㎡)	本体概算工事費 (円)

●概算費			
本体工事費	付帯工事費	諸経費	建替概算費

補助46号線沿道まちづくりに関するご意見、または、このニュースに関するご質問などがございましたら、下記までご連絡ください。

【協議会事務局】目黒区 街づくり推進部 木密地域整備課（担当：小林・内田）

《住所》〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

《電話》03-5722-9672(直通)

《FAX》03-5722-9239

《メール》nishikoyama-kai@city.meguro.tokyo.jp

